高第 1101 号
令和２年４月８日

各県立学校長　殿

教　育　長

国における緊急事態宣言に伴う県立学校における臨時休業等について（通知）

このことについて、令和２年３月 30 日付け教育長通知において、県内の感染拡大防止、子どもたちの安全・安心な生活の確保の視点から、県立学校については４月６日以降、２週間程度臨時休業とすることを通知、また、令和２年４月２日付け教育長通知において臨時休業中の登校日について改めて通知したところです。

この度、令和２年４月７日の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について、別添写しのとおり知事から協力要請がありました。

ついては、この要請を受け、県教育委員会としては次のとおり対応することとしましたので通知します。

なお、別添写しのとおり同日付で２文科初第 57 号文部科学事務次官通知「『Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の改訂について」が示されましたので併せてお知らせします。

１　県立学校について、４月６日からの臨時休業の期間を５月６日までとする。

２　市町村立学校についても、同様の措置を執るよう各設置者に要請する。

３　県立学校においては、休業期間中に登校日を設けない。
ただし、県立高等学校及び県立中等教育学校については、教科用図書等の購入や学習課題に係る指導・連絡のために、個別に登校する機会を設けることができる。
なお、個別登校の機会を設ける場合は、集団感染発生のリスクを高める「３つの条件」（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる）を避ける取組を徹底するなど、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じること。

４　保護者等からの相談に応じる窓口を引き続き設置する。

５　県立特別支援学校においては、特段の事情により自宅で過ごすことができない、幼児・児童・生徒には、その居場所について、保護者と個別に相談、調整の上、対応する。

６　教職員の勤務については、引き続き学校運営に支障がない範囲で在宅勤務を実施する。在宅勤務が実施困難な場合は、拡大時差出勤や年次休暇取得など、学校の実情に応じて対応を図る。

また、この方針については、緊急事態措置の実施の必要性等により、変更する場合があり、その際は速やかに通知します。

問合せ先
高校教育課
教育課程指導グループ　小野、横谷
電話（045)210-8260（直通）
特別支援教育課
教育指導グループ　荒井、山田
電話（045)210-8276（直通）
教職員企画課
企画労務グループ　川野辺、齋藤（和）
電話（045)210-8138（直通）